



山形県公報

令和元年5月24日(金)
第6号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) … 87
- 地域登録検査機関の登録……………(県産米ブランド推進課) … 同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(庄内総合支庁農村計画課) … 88
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) … 89
- 民有保安林の指定の解除……………(森林ノミクス推進課) … 90
- 農林水産大臣の指定に係る解除予定保安林の通知……………(同) … 同
- 民有保安林の指定施業要件の変更……………(同) … 同
- 農林水産大臣の指定に係る保安林の指定施業要件の変更の予定の通知……………(同) … 91

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(庄内総合支庁総務課) … 92
- 都市計画の変更の案を作成することについての公聴会……………(都市計画課) … 同
- 県営住宅入居者の一般公募……………(村山総合支庁建築課) … 93
- 同……………(庄内総合支庁建築課) … 98
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(会計局) … 102
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(警察本部) … 同
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(新庄病院) … 同

正 誤

告 示

山形県告示第48号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和元年5月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人山形県社会福祉事業団 山形市緑町一丁目9番30号	吹浦荘遊佐共同生活事業所 酒田市北新橋一丁目1番地18	共同生活援助	令和元. 5. 31

山形県告示第49号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録をした。

令和元年5月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 登録年月日及び登録番号
令和元年5月14日
98
- 2 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
株式会社カトーコーポレーション
代表取締役社長 加藤 洋三
上市市阿弥陀地字早田705-1
- 3 農産物検査を行う農産物の種類
国内産もみ 国内産玄米 国内産そば
- 4 登録の区分
品位等検査
- 5 農産物検査を行う区域
山形県
- 6 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類

氏 名	住 所	農産物検査を行う 農産物の種類	備 考
加 藤 洋 三	上市市新町一丁目7-33	もみ、玄米、そば	国内産農産物に限る。
西 村 修	山形市瀬波一丁目4-22-203	もみ、玄米	
安 達 史 隆	南陽市高梨933-33	玄米	

山形県告示第50号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、最上川土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和元年5月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	田 澤 伸 一	東田川郡庄内町狩川字東興野22番地
同	門 脇 雅 彦	同 添津字諏訪下42番地
同	高 橋 弘	同 前田野目字田割41番地
同	齋 藤 敦	同 沢新田字錆144番地
同	齋 藤 英 俊	同 常万字常岡41番地
同	齋 藤 秀 基	同 吉岡字上南25番地
同	佐 藤 平	同 余目字町146番地
同	阿 部 勉	同 千河原字前野117番地
同	松 田 茂 夫	同 宮曾根字東前61番地の5

同	古畑與輝	酒田市新堀字豊森25番地
同	富樫徹	鶴岡市長沼字上新田110番地
監事	西村俊	東田川郡庄内町狩川字薬師堂西33番地
同	遠田聡	酒田市竹田字竹ノ下11番地
同	相馬健	東田川郡庄内町中野字前割17番地

山形県告示第51号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、最上川土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和元年5月24日

山形県知事 吉村美栄子

理事及び監事の別	氏名	住所
理事	田澤伸一	東田川郡庄内町狩川字東興野22番地
同	門脇雅彦	同 添津字諏訪下42番地
同	高橋弘	同 前田野日字田割41番地
同	齋藤敦	同 沢新田字鏑144番地
同	齋藤英俊	同 常万字常岡41番地
同	齋藤秀基	同 吉岡字上南25番地
同	三浦寛	同 余目字町231番地
同	日下部崇喜	同 榎島字五里塚76番地
同	成田浩輝	同 落合字落合4番地
同	佐藤晋	酒田市局字局42番地
同	上田廣紀	鶴岡市長沼字宮東46番地
監事	西村俊	東田川郡庄内町狩川字薬師堂西33番地
同	遠田聡	酒田市竹田字竹ノ下11番地
同	佐藤透	東田川郡庄内町南興屋字前通割51番地

山形県告示第52号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和元年5月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 解除に係る保安林の所在場所
鶴岡市大鳥字誉谷329-11、字高岡149-26、149-28（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
雪崩の危険の防止
- 3 保安林解除の理由
送電事業用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林ノミクス推進課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第53号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和元年5月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 解除予定保安林の所在場所
飽海郡遊佐町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 保安林解除の理由
ダム用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林ノミクス推進課及び遊佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第54号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年5月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
鶴岡市大岩川字白岩（次の図に示す部分に限る。）、楨代字大淵（次の図に示す部分に限る。）、字長沢（次の図に示す部分に限る。）、鼠ヶ関字鍋倉（次の図に示す部分に限る。）、小名部字桂谷（次の図に示す部分に限る。）、木野俣字木野俣（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - イ 立木の伐採の方法
(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第55号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和元年5月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
酒田市山寺字長四郎山（次の図に示す部分に限る。）、字内山（次の図に示す部分に限る。）、土渕字湯之沢（次の図に示す部分に限る。）、上餅山字茂左エ門沢（次の図に示す部分に限る。）、地見興屋字名ヶ沢（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件
 - イ 立木の伐採の方法
 - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
酒田市柏谷沢字杉森（次の図に示す部分に限る。）、山寺字長四郎山（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件
 - イ 立木の伐採の方法
 - (イ) 主伐は、択伐による。
 - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - ロ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
酒田市山寺字侍楯（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件
 - イ 立木の伐採の方法
 - (イ) 主伐は、択伐による。
 - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - ロ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び酒田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

令和元年5月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請のあった年月日

令和元年5月7日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名 称

特定非営利活動法人公益のふるさと創り鶴岡

(2) 代表者の氏名

風間 富士子

(3) 主たる事務所の所在地

鶴岡市山王町8番21号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、鶴岡市および近隣町村のNPOや市民主体の街づくりなどのそれぞれで市民活動を進めている市民活動グループへの支援や、地域づくりに関わっている団体相互のネットワーク化を推進しながら、市民参加型のまちづくり事業を実践することにより、NPOや市民活動の活性化を目指すなかで、市民一人一人の自立を推進することを目的とする。併せて、市民のNPOに関する教育・啓発活動にも積極的に取り組んでいく。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、都市計画の変更の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

令和元年5月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 日 時 令和元年7月3日（水） 午後2時

2 場 所 東田川郡三川町大字横山字袖東19番1 庄内総合支庁12号会議室

3 都市計画の変更の案の概要

(1) 酒田都市計画区域区分の変更の案

次のとおりとする。（「次のとおり」は省略し、その関係図書を県土整備部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課並びに酒田市役所に備え置いて閲覧に供する。）

(2) 酒田都市計画臨港地区の変更の案

次のとおりとする。（「次のとおり」は省略し、その関係図書を県土整備部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課並びに酒田市役所に備え置いて閲覧に供する。）

4 その他

(1) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の趣旨、その理由並びに住所及び氏名を記載した書面を県土整備部都市計画課又は庄内総合支庁建設部道路計画課に令和元年6月28日（金）までに提出すること。

(2) (1)の書面を提出した者のうち同趣旨の意見のものが多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができる者を選定することがある。

(3) 公聴会の運営上必要がある場合には、公述時間を制限することがある。

(4) 代理人による意見の陳述は、原則として認めない。

(5) (1)の書面を提出した者がいない場合は、この公聴会は中止される。

(6) 公聴会についての詳細は、山形市松波二丁目8番1号 県土整備部都市計画課（電話番号023(630)2588）に問い合わせること。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和元年5月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃				摘要			
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者		収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者	
県営鈴川第2ア パート1号	山形市鈴川町三 丁目18-48	3K	44.4	1	一般用	11,900 円	13,800 円	15,700 円	17,800 円	19,800 円	19,800 円	3月分 の家賃 に相当 する額	单身可
同	同	同	44.4	1	同	11,900	13,800	15,700	17,800	19,800	19,800		
同 2号	同 18-51	同	44.4	1	同	12,300	14,300	16,300	18,400	19,200	19,200		单身可
同	同	同	44.4	1	同	12,300	14,300	16,300	18,400	19,200	19,200		
同 3号	同 17-25	同	44.4	1	同	12,100	14,000	16,000	18,100	19,800	19,800		单身可
同	同	同	44.4	1	同	12,300	14,300	16,300	18,400	19,200	19,200		
同 五十鈴アパ ート1号	同 大野目二 丁目2-52	同	51.2	1	同	14,600	16,900	19,300	21,700	24,900	26,400		单身可
同	同	同	51.2	1	同	14,600	16,900	19,300	21,700	24,900	26,400		
同 2号	同 2-50	同	51.2	1	同	14,600	16,900	19,300	21,700	24,900	26,400		单身可
同	同	同	51.2	2	同	14,600	16,900	19,300	21,700	24,900	26,400		
同 馬見ヶ崎ア パート1号	同 円心寺町 21-27	3DK	59.3	1	同	17,800	20,500	23,500	26,500	30,300	34,900		
同 2号	同 21-26	同	59.3	1	同	17,800	20,500	23,500	26,500	30,300	34,900		单身可
同	同	同	59.3	1	同	17,800	20,500	23,500	26,500	30,300	34,900		
同 桜町アパー ト1号	同 桜町四丁 目12-16	同	71.5	1	同	22,800	26,400	30,200	34,000	38,900	44,900		

同 2号	同 12-20	同	64.2	1	同	20,800	24,000	27,500	31,000	35,400	40,900
同 宮町アパート1号	同 宮町二丁目 8-23	同	66.5	1	同	22,100	25,500	29,200	32,900	37,600	43,400
同 きたまちアパート1号	同 桜町三丁目 2-15	同	66.5	1	同	25,500	29,500	33,700	38,000	43,400	50,100
同 3号	同 2-9	同	66.5	1	同	25,500	29,500	33,700	38,000	43,400	50,100
同 一ト あたごアパ	同 小白川町五丁目 27-15	同	71.9	1	同	28,900	33,400	38,100	43,000	49,200	56,700
同 一ト 十日町アパ	同 十日町一丁目 7-13	同	65.7	1	同	29,000	33,500	38,300	43,200	49,400	57,000
同 同	同 同	同	65.6	1	同	29,000	33,400	38,200	43,100	49,300	56,900
同 一ト 1号 土屋倉アパ	同 上山市美咲町二丁目 3	同	51.8	1	同	12,500	14,500	16,600	18,700	21,400	24,700
同 2号	同 同	同	51.8	1	同	12,700	14,600	16,800	18,900	21,600	24,900
同 3号	同 同	同	53.7	1	同	13,600	15,700	18,000	20,300	23,200	26,700
同 一ト 1号 鷲ヶ袋アパ	同 旭町二丁目 7-1	同	54.6	1	同	13,200	15,200	17,400	19,600	22,400	25,900
同 一ト 3号 長清水アパ	同 長清水一丁目 10-13	同	67.7	1	同	21,700	25,100	28,700	32,400	37,000	42,700
同 一ト 1号 長岡アパート1号	同 天童市中里一丁目 2-1	同	75.9	1	同	27,500	31,700	36,300	40,900	46,800	54,000
同 一ト 2号 天童駅南アパ	同 田鶴町四丁目 18-22	同	66.5	1	同	22,900	26,400	30,200	34,100	38,900	44,900
同 一ト 2号 天童南部アパ	同 南町三丁目 18-2	3LDK	79.9	1	同	29,200	33,700	38,600	43,500	49,700	57,400
同 4号	同 18-4	同	79.9	1	同	29,400	33,900	38,800	43,700	50,000	57,700

同 近江アパー ト1号	東村山郡山辺町 近江1-1	3DK	64.2	2	同	19,100	22,100	25,300	28,500	32,600	37,600	
同 2号	同	同	64.6	1	同	19,500	22,500	25,800	29,100	33,200	38,300	
同 3号	同	同	64.6	1	同	19,500	22,500	25,800	29,100	33,200	38,300	
同 中原アパー ト1号	同 中山町 大字長崎881- 2	同	69.4	2	同	22,800	26,300	30,100	33,900	38,800	44,800	
同 2号	同	同	69.4	2	同	23,100	26,600	30,500	34,400	39,300	45,300	
同 塩水アパー ト1号	寒河江市大字寒 河江字塩水46- 1	同	70.7	1	同	23,500	27,100	31,000	35,000	40,000	46,200	
同 5号	同	同	70.7	1	同	23,600	27,300	31,200	35,200	40,200	46,400	
同 南寒河江ア パート2号	同 高 屋字西浦100- 5	同	64.2	2	同	17,500	20,200	23,100	26,100	29,800	34,400	
同 谷地アパー ト1号	西村山郡河北町 谷地荒町東一丁 目4-1	同	59.3	3	同	14,500	16,800	19,200	21,700	24,800	28,600	
同 左沢アパー ト	同 大江町 大字藤田264- 3	同	59.3	1	同	13,300	15,400	17,600	19,800	22,700	26,100	
同 楯岡アパー ト	村山市楯岡笛田 四丁目6-23	同	54.6	1	同	12,600	14,600	16,700	18,800	21,500	24,800	单身可
同 東根中央ア パート1号	東根市中央四丁 目3-2	同	64.2	1	同	19,100	22,100	25,300	28,500	32,600	37,600	
同 3号	同	同	64.2	1	同	19,700	22,700	26,000	29,300	33,500	38,600	
同 尾花沢アパ ー	尾花沢市新町一 丁目9-36	同	62.6	1	同	19,000	22,000	25,200	28,400	32,400	37,400	
同 大石田アパ ー	北村山郡大石田 町大字大石田甲 623-157	同	59.4	1	同	14,200	16,400	18,800	21,200	24,200	28,000	单身可
同	同	同	59.4	2	同	14,200	16,400	18,800	21,200	24,200	28,000	

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和元年6月5日から同月11日までの午前10時から午後6時まで（ただし、月曜日を除く。）
ただし、郵送の場合は、令和元年6月11日までの消印のあるものに限り有効とする。
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先
山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産

5 入居の時期 令和元年8月1日

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和元年5月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃				摘要		
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が 104,000円 を超え 123,000円 以下の者	収入が 123,000円 を超え 139,000円 以下の者	収入が 139,000円 を超え 158,000円 以下の者		収入が 158,000円 を超え 186,000円 以下の者	収入が 186,000円 を超え 214,000円 以下の者
県営美原アパート1号	鶴岡市美原町18-1	3DK	74.2	2	一般用	19,700	22,700	26,000	29,300	33,500	38,700	3月分の家賃に相当する額
同 2号	同 19-28	同	77.0	1	同	21,100	24,300	27,900	31,400	35,900	41,400	
同 東部アパート1号	同 朝陽町6-25	同	55.7	1	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700	
同 2号	同 6-5	同	55.7	1	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700	
同 3号	同 6-6	同	58.0	1	同	14,900	17,200	19,700	22,200	25,400	29,300	
同 茅原アパート2号	同 茅原字草見鶴16-1	同	58.4	1	同	15,800	18,300	20,900	23,600	27,000	31,100	
同	同	同	63.9	1	同	17,300	20,000	22,900	25,800	29,500	34,100	
同 3号	同	同	64.2	2	同	17,900	20,700	23,700	26,700	30,500	35,300	
同 城南アパート1号	同 城南町9-34	同	62.6	2	同	18,500	21,400	24,500	27,600	31,500	36,400	
同	同	同	64.2	1	同	19,000	21,900	25,100	28,300	32,400	37,300	
同 未広アパート3号	同 未広町23-60	2LDK	69.3	1	同	22,700	26,200	30,000	33,800	38,600	44,600	
同	同	3DK	69.3	1	同	22,700	26,200	30,000	33,800	38,600	44,600	
同 大西町住宅	同 大西町21-10-3	同	64.7	1	同	22,700	26,200	30,000	33,800	38,600	44,600	
同 川南アパート2号	酒田市若宮町二丁目1-2	2DK	51.2	1	同	15,500	17,900	20,500	23,200	26,500	30,600	

同 4号	同 1-4	3K	54.6	1	同	16,700	19,200	22,000	24,800	28,400	32,700
同 5号	同 1-5	同	55.7	3	同	17,100	19,700	22,500	25,400	29,100	33,500
同 こがねアパ ー 1号	同 こがね町 一丁目21-1	3DK	63.5	1	同	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300
同 2号	同 21-11	同	63.9	1	同	17,900	20,600	23,600	26,600	30,400	35,100
同 東泉アパー ー 1号	同 東泉町四 丁目15-21	同	61.0	1	同	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300
同 3号	同 15-22	同	64.2	1	同	18,400	21,200	24,300	27,400	31,300	36,100
同 3号	同 15-22	同	62.6	2	同	18,500	21,300	24,400	27,500	31,400	36,300
同 鳥海アパー ー 1号	同 富士見町 三丁目2-118	同	69.2	4	同	23,000	26,500	30,300	34,200	39,100	45,100
同 3号	同 同	同	67.0	2	同	22,600	26,100	29,900	33,700	38,500	44,500
同 北新町アパ ー 1号	同 北新町一 丁目1-58	2DK	55.0	3	同	19,600	22,600	25,800	29,100	33,300	38,400
同 同	同 同	3DK	64.3	1	同	22,900	26,400	30,200	34,100	38,900	44,900
同 余目アパー ー 1号	同 東田川郡庄内町 余目字大塚93-1	同	62.6	3	同	16,100	18,600	21,300	24,000	27,500	31,700
同 狩川アパー ー 1号	同 狩川字山居22	同	58.0	1	同	12,500	14,400	16,500	18,600	21,200	24,500
同 同	同 同	同	58.0	1	同	12,500	14,400	16,500	18,600	21,200	24,500
同 遊佐アパー ー 1号	同 鮎海郡遊佐町遊 佐字田子10-2	同	59.3	1	同	13,600	15,700	18,000	20,300	23,200	26,800

单身可

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和元年6月3日から同月7日までの午前10時から午後5時まで
ただし、郵送の場合は、令和元年6月7日までの消印のあるものに限り有効とする。
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先
東田川郡三川町大字横山字袖東19番1

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産庄内事務所

5 入居の時期 令和元年8月上旬

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和元年5月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
山形県財務会計システム運用管理業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県会計局会計課企画指導・システム担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3070
- 3 落札者を決定した日 平成31年4月10日
- 4 落札者の名称及び所在地
日本電気株式会社山形支店 山形市十日町二丁目4番19号
- 5 落札金額 39,204,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
平成31年2月26日

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和元年5月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
自動車保管場所証明電子化システム機器の賃貸借及び保守サービス業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県警察本部交通部交通規制課 山形市松波二丁目8番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成31年4月12日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
NTTファイナンス株式会社東北支店 宮城県仙台市青葉区国分町三丁目1番2号
- 5 随意契約に係る契約金額 11,226,930円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号該当

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和元年5月24日

山形県立新庄病院長 八 戸 茂 美

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量 A重油 680キロリットル
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県立新庄病院事務部総務課施設用度係 新庄市若葉町12番55号
電話番号0233(22)5525
- 3 落札者を決定した日 平成31年4月1日
- 4 落札者の名称及び所在地
河西建設株式会社 村山市中央二丁目3番23号
- 5 落札金額 1リットル当たり60.372円

- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
平成31年2月19日

		正 誤			
発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
令和元. 5. 7	第1号	3	6	同	監事
			8	同	理事
			14	同	監事
			16	同	理事
			26	同	理事

令和元年5月24日印刷
令和元年5月24日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県